

平成23年3月23日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成22年度3月期）

平成22年度3月期の交通安全対策特別交付金33,403,563千円について、3月23日交付決定し、各都道府県知事あて通知しました（市町村分については、各都道府県を通じて通知）。

なお、現金交付は3月29日の予定です。

連絡先

自治財政局交付税課 山谷補佐

代表 03-5253-5111

（内線 23362）

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

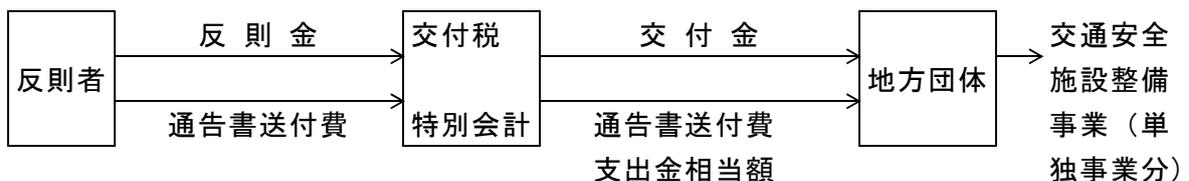
5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート



平成22年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	837	760
2 青森	228	113
3 岩手	249	125
4 宮城	270	298
5 秋田	204	101
6 山形	237	118
7 福島	399	198
8 茨城	500	250
9 栃木	356	178
10 群馬	480	241
11 埼玉	1,032	686
12 千葉	788	519
13 東京	1,821	910
14 神奈川	835	1,152
15 新潟	326	308
16 富山	198	99
17 石川	209	104
18 福井	139	69
19 山梨	168	83
20 長野	407	201
21 岐阜	366	183
22 静岡	622	654
23 愛知	1,118	951
24 三重	318	160
25 滋賀	228	114
26 京都	292	361
27 大阪	1,092	1,083
28 兵庫	833	653
29 奈良	209	103
30 和歌山	183	91
31 鳥取	92	46
32 島根	123	61
33 岡山	320	331
34 広島	381	380
35 山口	240	120
36 徳島	153	77
37 香川	247	123
38 愛媛	257	129
39 高知	131	63
40 福岡	761	851
41 佐賀	203	102
42 長崎	226	113
43 熊本	333	166
44 大分	224	112
45 宮崎	267	133
46 鹿児島	351	175
47 沖縄	198	97
合計	19,455	13,948

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。